独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社三菱総合研究所		コード	3636
提出日	2026/11/26	異動（予定）日	2026/12/18	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案を付議するため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	坂東眞理子	社外取締役	○													○		有
2	平野信行	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
3	泉澤清次	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
4	林　伴子	社外取締役	○										△				新任	有
5	川上　豊	社外監査役	○										△				訂正・変更	有
6	越　直美	社外監査役	○													○		有
7	広瀬伸一	社外監査役	○													○	訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		長年にわたる行政活動を通じた多様な経験と教育者としての幅広い見識に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけるものと期待し、社外取締役として選任しているものです。 また、同氏は当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
2	社外取締役の平野信行氏が現在特別顧問を務め、過去において業務執行者であった株式会社三菱UFJ銀行との間では、当社が業務を受託する取引がありますが、その取引金額は当社の2026年9月期における連結売上高の2%未満であります。また、同氏が過去において業務執行者であった株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、当社子会社である三菱総研DCS株式会社と重要な取引関係を有しておりますが、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、いずれも同氏の独立性に何ら影響を与えるものではないと判断しております。	長年にわたる金融機関の経営者としての幅広い経験に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけるものと期待し、社外取締役として選任しているものです。 また、同氏は当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
3	社外取締役の泉澤清次氏が現在取締役会長を務め、過去において業務執行者であった三菱重工業株式会社との間では、当社が業務を受託及び委託する取引がありますが、その取引金額は当社の2026年9月期における連結売上高の2%未満であり、同氏の独立性に何ら影響を与えるものではないと判断しております。	長年にわたる製造業の経営者としての幅広い経験に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけるものと期待し、社外取締役として選任しているものです。 また、同氏は当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
4	社外取締役の林伴子氏が過去に要職を務めた内閣府との間では、当社が業務を受託する取引がありますが、その取引金額は当社の2026年9月期における連結売上高の2%未満であり、同氏の独立性に何ら影響を与えるものではないと判断しております。	長年にわたる行政活動を通じた多様な経験と、経済・社会情勢に関する幅広い見識に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を期待できることから、新たに社外取締役候補者として推薦するものです。 また、同氏は当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
5	社外監査役の川上豊氏が過去においてパートナーを務めた有限責任監査法人トーマツは当社の会計監査人です。当社及び当社の連結子会社は、同監査法人との間で監査証明業務等を委託する取引があり、2026年9月期の当該取引金額は113百万円です。なお、同氏が同監査法人在籍時に、当社の監査に直接関与した実績はなく、同氏の独立性に何ら影響を与えるものではないと判断しております。	長年にわたる公認会計士としての幅広い経験と知見に基づき、当社社外監査役として業務執行に対する監査等、適切な役割を果たしていることから、社外監査役に選任しているものです。 また、同氏は当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
6		長年にわたる弁護士活動を通じた企業法務や経営実務に関する幅広い見識及び行政活動を通じた多様な経験に基づき、当社社外監査役として業務執行に対する監査等、適切な役割を果たしていることから、社外監査役に選任しているものです。 また、同氏は当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
7		長年にわたる損害保険会社の経営者としての幅広い経験と知見に基づき、当社社外監査役として業務執行に対する監査等、適切な役割を果たしていることから、社外監査役に選任しているものです。 また、同氏は当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。

4. 補足説明

当社は、当社の社外取締役及び社外監査役が以下の要件のすべてに該当しないと判断される場合に、独立性を有するものとしています。

「社外役員の独立性判断基準」
(1) 主要な取引先
ア．当社・当社の子会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
イ．当社の主要な取引先又はその業務執行者
(2) 専門家
当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
(3) 以下のいずれかの該当者（重要でない者を除く）の近親者
ア．(1) と (2) の該当者
イ．当社の子会社の業務執行者
ウ．最近においてイ．又は当社の業務執行者に該当していた者

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、gおよびhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。
※6　独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。